

雇児発第 0612014 号の 6  
平成 20 年 6 月 12 日

[一部改正] 平成21年 6 月 29 日 雇児発第0629001号の 8  
平成24年 3 月 29 日 雇児発0329第 8 号

都道府県知事  
各指定都市の市長殿  
児童相談所設置市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

## 年長児童に対する処遇体制の強化について

標記については、平成 10 年 6 月 25 日児発第 489 号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年 4 月より、学習指導の対象施設を拡大したことに伴い、別紙により実施することとしたので、管内関係機関に遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、平成 10 年 6 月 25 日児発第 489 号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。

### 1 趣旨

近年の社会経済情勢の変化に伴い、入所児童等の進学への意欲が高まってきていることから、学習指導の強化を図るものである。

また、近年、児童養護施設においては虐待、放任された児童等、一人ひとりの児童の態様に応じたきめ細かな処遇を必要とする児童が多くなってきてることから、特に年長児童に対してスポーツや表現活動を行うことにより情緒を安定させ児童の自立を支援するものである。

### 2 事業内容

#### (1) 学習指導

中学校に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び公私による指導等により学習指導を行う。

#### (2) 特別指導

各施設に柔道、剣道等の有段者若しくはサッカー、テニス等の各種スポーツやダンス、演劇、音楽等の部門において相当な指導力を持つ者であつて、児童の健全な育成に理解と情熱を有する者を配置し、年長児童に対し、各種スポーツやダンス等の表現活動について専門的指導を行う。

### 3 指導についての留意事項

#### (1) 学習指導について

指導に当たっては、児童養護施設を措置解除され、家庭の事情等によりやむを得ず、施設内に居住している大学生等を講師として活用を図ること。その際に、謝金等を学習指導加算額の範囲内で支出して差し支えないものとする。

#### (2) スポーツや表現活動について

- ア 指導内容は児童の性別、年齢、興味、関心及び発達状況等に留意し、体力や運動能力を増進するとともに、児童の創造的思考や協調性等を高めるものであること。
- イ 指導方法はいたずらに技術の向上に走ることなく、児童にスポーツや表現活動の楽しさを体得させることを基本とすること。
- ウ 指導効果を高めるため、他の職員と協調連携を図ること。

#### (3) 指導員について

指導員の雇用の形態については、常勤、非常勤の別を問わないものである。

### 4 実施施設

#### (1) 指導員を配置する施設は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第 1 項の規定により都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設であって次に掲げる施設に限るものとする。

#### (2) 学習指導

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）、里親

#### (3) 特別指導

児童養護施設

### 5 経費について

指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材費等の経費については、別に定める措置費の交付要綱により支弁されるものである。